

平成23年第3回太子町議会定例会（第432回町議会）会議録（第1日）

平成23年6月3日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 8 報告第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 9 報告第2号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 10 承認第1号 功労者等の承認について
- 11 議案第28号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 12 議案第29号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第30号 工事請負契約の締結について
（石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟）
- 14 議案第31号 工事請負契約の締結について
（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）
- 15 議案第32号 職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第33号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 総務常任委員会の所管事務調査報告
- 6 福祉文教常任委員会の所管事務調査報告
- 7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告
- 8 報告第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 9 報告第2号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 10 承認第1号 功労者等の承認について
- 11 議案第28号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）
- 12 議案第29号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 13 議案第30号 工事請負契約の締結について
（石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟）
- 14 議案第31号 工事請負契約の締結について
（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）
- 15 議案第32号 職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第33号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番 中 薮 清 志
3 番 藤 澤 元之介
5 番 福 井 輝 昭
7 番 平 田 孝 義
9 番 井 川 芳 昭
1 1 番 中 島 貞 次
1 3 番 井 村 淳 子
1 5 番 中 井 政 喜

2 番 堀 卓 史
4 番 首 藤 佳 隆
6 番 森 田 眞 一
8 番 吉 田 日出夫
1 0 番 清 原 良 典
1 2 番 服 部 千 秋
1 4 番 橋 本 恭 子
1 6 番 佐 野 芳 彦

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 上 田 眞 也
書 記 山 本 雅 子

書 記 北 陽一郎

説明のため出席した者の職氏名

町 長 首 藤 正 弘
教 育 長 寺 田 寛 文
生活福祉部長 山 本 修 三
教 育 次 長 神 南 隆 司
監 査 委 員 森 川 勝

副 町 長 八 幡 儀 則
総 務 部 長 香 田 大 然
経 済 建 設 部 長 山 本 武 志
財 政 課 長 堀 恭 一

議長あいさつ

○議長（佐野芳彦） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、議員各位にご披露申し上げます。

去る 5 月 31 日の兵庫県町議会議長会第 62 回定期総会において北川嘉明前議員、熊谷直行前議員が 15 年の長きにわたり、議会制度の高揚、地域の振興及び住民福祉の向上に尽くされた功績が顕著であるとして、全国町村議会議長会より表彰されました。

また、兵庫県町議会議長会より上田富夫前議員が 20 年の長きにわたり、地方自治の振興、発展に尽くされた功績が顕著であるとして表彰されました。

また、不肖私も兵庫県町議会議長会より 15 年の表彰を受けてまいりました。

ここに、前議員の栄誉をたたえ、本席よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。（拍手）

ありがとうございます。

さて、清らかな初夏の気候となつてまいりましたが、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成 23 年第 3 回太子町議会定例会（第 432 回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

今期定例会に提案されます案件は、予算関係、条例改正等、いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。また、まことに簡単措辞ではございますが、開会のあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） どうも皆さんおはようございます。

平成 23 年第 3 回太子町議会定例会（第 432 回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

吹く風にも初夏のさわやかさを感じるよう

になってまいりました。議員各位におかれましては、何かとご多忙のところをご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。平素は太子町行政各般の伸展にご理解、ご協力を賜っていますこと、感謝申し上げます。

さて、今期例定例会におきましては、報告案件2件、承認案件1件、予算、契約、条例の議案6件、計9件のご審議をお願い申し上げます。

提出させていただきました各案件の内容等につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおりご議決をいただきますようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

(開会 午前10時03分)

**○議長(佐野芳彦)** ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第3回太子町議会定例会(第432回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**○議長(佐野芳彦)** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、藤澤元之介議員、首藤佳隆議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第2 会期の決定

**○議長(佐野芳彦)** 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの15日間にしたいと思います。ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長(佐野芳彦)** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月17日までの15日間に決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第3 諸般の報告

**○議長(佐野芳彦)** 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等9件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成22年度4月分及び平成23年度4月分例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、一部事務組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。このうち森川勝監査委員には本日の会議のみ出席要求をいたしておりますのでご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第4 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

**○議長(佐野芳彦)** 日程第4、広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴常任委員会から5月16日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですのでご了承願います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第5 総務常任委員会の所管事務調査報告

#### 日程第6 福祉文教常任委員会の所管事

## 務調査報告

### 日程第7 経済建設常任委員会の所管事務調査報告

○議長（佐野芳彦） 日程第5、総務常任委員会の閉会中の所管事務調査報告から日程第7、経済建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告までを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会から閉会中の所管事務調査について中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。

最初に、総務常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、ご報告をいたします。

5月19日に総務常任委員会を開催いたしまして、閉会中に1年間通してどのようなことを調査するかを協議いたしました。

お手元に資料がございますので、それをもとにご報告をいたします。

閉会中の所管事務調査について協議し、次の2点をテーマとすることに決めました。

1、計画的行政運営の推進について。2、庁舎問題について。

もちろん閉会中のみならず、開会中においても委員会として必要な場合には調査をいたします。

6月の委員会では、庁舎問題から調査をいたします。

なお、テーマを決める過程で、次のようなテーマも各委員から出されました。自治体クラウド、住民参加のまちづくり（自治基本条例）、行政パートナーシップ、活力あるまちづくり、まちづくりのあり方（財政、人口対策等）、税の仕組みのあり方、国際交流。これらのテーマやこれらをあわせて包括したテーマを調査したり、さらに別のテーマを調査課題に加える場合には、上記の決定したテーマについての調査の進行状況を見まして、委

員会で協議の上、追加してテーマとする場合があります。

以上でございます。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、福祉文教常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 おはようございます。失礼いたします。

お手元にお配りいたしております所管事務調査報告書を読み上げて、報告にかえさせていただきます。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告します。

1、調査事件名、社会福祉の充実について。2、調査年月日、平成23年5月18日水曜日午前10時から午後5時9分まで。3、調査の経過及び意見、1、社会福祉の充実について具体的に調査する事柄を委員協議をいたしました。介護保険について、障害者福祉について、子育て支援について等意見が出て、その結果、一つに絞り、障害者福祉についてを調査研究することに決定をいたしました。

2、施設の視察、子育て学習センター「のびすく」、つくも荘、児童館、民俗資料館、保健福祉会館、町民体育館、歴史資料館、図書館、文化会館の9施設の視察を行い、現地での事業概要についての説明を受けました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員会の所管事務調査の中間報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 それでは、所管事務調査報告書を読み上げまして、経済建設常任委員会の中間報告をいたします。

本委員会の調査事件について、会議規則第47条の規定により下記のとおり報告いたします。

記。1、調査事件、立岡山北配水池整備事業。2、調査年月日、平成23年5月17日火曜日午前10時から午前11時40分まで。3、調査の経過及び意見、このたびの委員会は改選後初めての委員会であったため、課題調査に立岡山北配水池整備事業をメインとしていくので、長井所長より立岡山北配水池の工期、工事概要等の説明を受けた後、この委員会で立岡山北配水池の視察を行った。質疑、1、東日本大震災において、資材、工期について問題はの質疑では、資材の入荷が非常に困難になっており、ポンプ等の製作が遅れ、入荷しにくい状況である。場合によれば、年度途中で工期の変更等をお願いすることになるかと思う。資材の単価は、この現場に関してだけでなく、国のほうから変更等通達が来る。もし変更を要するようであれば、通達に従って変更する。労務単価は、現行どおりとのこと。2、仮設ポンプパネルタンクの容量的なことは問題ないのかの質疑では、綿密に容量のキャパを決める段階でいろんなことを想定しながら停電時も含めて入ってきたものを即出すといったコンパクトなもので、問題ないと決定しているとのこと。3、その他新設の施設のセキュリティー面、耐震化の程度等の質疑があった。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第8 報告第1号 平成22年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（佐野芳彦） 日程第8、報告第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第1号平成22年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明させていただきます。

本案件につきましては、平成22年度一般会計において設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第9 報告第2号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（佐野芳彦） 日程第9、報告第2号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 報告第2号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明をさせていただきます。

本案件につきましては、本町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第10 承認第1号 功労者等の承認について

○議長（佐野芳彦） 日程第10、承認第1号功労者等の承認についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 承認第1号功労者等の承認について説明を申し上げます。

本案件につきましては、太子町表彰条例及び同施行規則の規定に基づき、功労者の表彰を行いたいため議会の承認を求めるものであります。

本年度は、社会功労賞として、平成7年より15年間の長きにわたり人権擁護委員としてご尽力いただきました矢部要氏、平成7年より15年間の長きにわたり民生委員、児童委員としてご尽力いただいた森田てつ子氏、昭和50年より36年間の長きにわたり町医として広く町民の健康維持増進に貢献されました富岡治彦氏、産業功労賞として、昭和54年より31年間の長きにわたり商工会理事、商工会幹事を務められ、地域商工業の振興発展に尽力されました改野正典氏、昭和62年より23年間

の長きにわたり商工会理事を務められ、地域商工業の振興発展に尽力されました改野鉄夫氏、以上、社会功労賞3名、産業功労賞2名、計5名の表彰について、先の4月28日に太子町まちづくり審議会に諮問し、答申をいただいております。

なお、功績内容は参考資料のとおりでありますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（佐野芳彦） 挙手全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

お諮りします。

本日の日程第11、議案第28号から日程第16、議案第33号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐野芳彦） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第28号 平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第11、議案第28号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算

(第1号)を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(佐野芳彦) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 議案第28号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,508万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億5,776万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金、繰入金の追加であります。

次に、歳出予算につきましては、総務費、民生費、土木費、消防費、及び教育費の追加と議会費の減額であります。

詳細につきましては副町長よりご説明いたしますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(佐野芳彦) 副町長。

○副町長(八幡儀則) ただいま上程されました議案第28号平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第1号)について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費57万1,000円の減額につきましては、主に議員改選によるものでございます。

議員期末手当の減額、議員共済会負担金の追加といった人件費と新たに計画いたしました議員研修会に係る諸経費を補正するものでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、東北地方太平洋沖地震による職員派遣及び連絡調整要員に伴う職員の時間外勤務手当の追加でございます。

5月9日までの実績が158万4,100円で、それ以後の見込み額を99万8,900円としております。

続きまして、項5統計調査費、目2指定統計調査費につきましては、平成22年度に実施いたしました国勢調査において従事した事務補助員に係る雇用保険料の事業主負担額が確定したことによる共済費の追加と22年度に実施いたしました工業統計調査の集計に伴う消耗品の追加でございます。

9ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目6乳幼児等医療費につきましては、兵庫県による小学校6年生までを対象としたこども通院医療費助成事業の実施に伴いまして、当町では独自に対象年齢を中学3年生修了時まで拡充するとともに、助成額につきましても乳幼児医療に準じた上乘せ助成をいたします。

また、平成22年度より実施しております入院医療費の助成とあわせまして、本年10月から新たな通院医療費助成制度をスタートさせたいと考えております。この補正予算によりまして、被保険者の負担軽減を図るものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費につきましては、先の3月定例会で損害賠償金の額を定めることについて議決いただきましたが、その際にご説明いたしました老原32番1の敷地一部を町へ寄附されることになりました。これに伴います分筆登記等の必要経費を計上いたしております。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費につきましては、東北地方太平洋沖地震にて甚大な被害を受けました被災地への支援活動といたしまして、宮城県内の市町業務支援に8名、岩手県内の給水支援に4名、宮城県内の保健師業務に1名、奈良県斑鳩町を経由し岩手県大槌町への物資支援に4名を派遣したことによる経費及び今後の支援活動に係る経費を計上いたしております。

また、12ページになりますが、節26寄附金

におきまして、東北地方太平洋沖地震災害見舞金といたしまして、被害の特に大きかった岩手県、宮城県、福島県に100万円ずつ計300万円の災害見舞金を予定させていただいております。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費につきましては、児童の健康診断時に滅菌器具として使用しておりましたオートクレーブが購入から10年を経過いたしております。以前から頻繁に故障しており、このたび故障したことに伴い、修理よりも新規に購入するほうが得策と判断し、このたび52万5,000円を計上いたしております。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費につきましては、現在太子西中学校グラウンド東側に防球ネットを設置しておりますが、校舎改築時にグラウンドが10メートル北側に拡張されたため、防球ネットのない箇所が存在しております。通行等の妨げになることも想定されますので、防球ネットを施工するものでございます。オートクレーブ購入につきましては、先ほどの小学校費と同様でございます。

項6保健体育費、目4給食センター費につきましては、スチームコンベクションオーブンが故障し修理不可能となったため、購入するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金につきましては、歳出で申し上げましたとおり、こども通院医療費助成事業の実施に伴います県補助金でございます。通院医療費に係る補助率は6分の1、事務費につきましては定額の補助でございます。

項3委託金、目1総務費委託金につきましては、工業統計調査費の県委託金の確定によるものでございます。

最後に、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出予算の財源調整による追加でございます。

以上で平成23年度兵庫県太子町一般会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第12 議案第29号 平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（佐野芳彦） 日程第12、議案第29号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第29号平成23年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、資本的支出において、建設改良費の補正を行うものであります。

その内容としましては、資本的支出の建設改良費、固定資産購入費において、災害対応用に容量1,500リットルの加圧ポンプ付きの給水タンクを購入するため190万円を増額し、資本的支出総額を7億8,659万6,000円とするものであります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,762万円は過年度分損益勘定留保資金で補てんすることとしております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第13 議案第30号 工事請負契約の締結について（石海小学校耐震補強外改修工事 ⑥－3東棟）

○議長（佐野芳彦） 日程第13、議案第30号 工事請負契約の締結について（石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第30号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、石海小学校耐震補強外改修工事⑥－3東棟の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月26日に20社による一般競争入札を執行した結果、兵庫県姫路市北条口3丁目22番地、株式会社神崎組、代表取締役神崎文一郎と1億4,799万7,500円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なご審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました議案第30号石海小学校東棟校舎耐震補強外改修工事につきまして、詳細説明を申し上げます。

本工事につきましては、石海小学校施設の耐震性の確保と施設の損耗、機能低下に対する復旧措置を行うことにより、安全・安心で快適な学校づくりを促進し、教育環境の維持向上を図るものでございます。

主な工事内容は、南館東棟の耐震補強工事及び補強関連工事、屋上防水、外壁改修、内部改修工事とそれらに伴う電気設備、機械設備工事であります。

実施の概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積1,335平方メートルの南館東棟の教室棟において、児童の動線の確保、採光、通風等の環境面及び経済面を考慮し、枠つき鉄骨ブレース接着工法によ

り1階部分に6カ所、2階部分に2カ所、計8カ所に補強ブレースを設置すること等により、耐震性能の向上を図るものでございます。あわせて大規模改修を実施いたします。

工期は、平成23年12月28日までといたしております。

以上が工事契約の主な内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第31号 工事請負契約の締結について（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）

○議長（佐野芳彦） 日程第14、議案第31号 工事請負契約の締結について（太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事）を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第31号工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本件につきましては、太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事の請負契約であります。

工事請負契約につきましては、去る5月26日に19社による一般競争入札を執行した結果、兵庫県揖保郡太子町東保317番地1、株式会社丸尾建築、代表取締役丸尾正和と1億2,206万400円で契約するものであります。

詳細につきましては教育次長より説明申し上げますので、慎重なご審議を賜り、提案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 教育次長。

○教育次長（神南隆司） ただいま上程されました議案第31号の太田小学校校舎中央棟耐震補強外改修工事につきまして、詳細説明を

申し上げます。

本工事につきましては、太田小学校施設の耐震性の確保と施設の損耗、機能低下に対する復旧措置を行うことにより、安全・安心で快適な学校づくりを促進し、教育環境の維持向上を図るものでございます。

主な工事内容は、南館中央棟の耐震補強工事及び補強関連工事、南館東棟のトイレ改修工事とそれらに伴う電気設備、機械設備工事であります。

実施の概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積1,263平方メートルの南館中央棟の管理教室棟において、児童の動線の確保、採光、通風等の環境面及び経済面も考慮し、枠つき鉄骨ブレース接着工法により、1階部分に4カ所、2階部分に3カ所、計7カ所に補強ブレースを設置するとともに、屋上突出壁の鉄骨柱、はり補強と鉄筋コンクリート開口閉塞壁の維持を行うものでございます。あわせて南館トイレの全面改修を実施いたします。

工期は、平成23年12月28日までとしております。

以上が工事契約の主な内容であります。よろしく願いいたします。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第32号 職員の互助  
共済制度に関する条例の一部  
を改正する条例の制定に  
ついて**

○議長（佐野芳彦） 日程第15、議案第32号 職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第32号職員の互助共済制度に関する条例の一部を改正する条例

の制定について説明を申し上げます。

職員の互助共済制度に関する条例は、地方公務員法により、職員の福祉増進を図るという互助共済制度について規定しておりますが、事業については兵庫県町村職員互助会に委託するとしております。

今般、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、平成23年4月1日付で財団法人兵庫県町村職員互助会から一般財団法人兵庫県市町職員互助会に名称変更されることに伴い、引用箇所を改正するものでございます。

施行日につきましては、公布の日とし、名称の変更登記がされた平成23年4月1日から適用としております。

よろしく審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第16 議案第33号 太子町税条
例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（佐野芳彦） 日程第16、議案第33号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（佐野芳彦） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第33号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案件につきましては、東日本大震災により被災された納税義務者に対する緊急措置として、地方税法同法施行令、同法施行規則が改正され4月27日に公布されたことに伴い、本条例を改正するものでございます。

個人町県民税において、東日本大震災による住宅や家財等の損失に係る雑損控除の平成23年度の適用を可能とする前倒し措置と、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった住宅に対しても引き続き住宅借入金等特別税額控除が適用できることとした改正でございます。

詳細につきましては副町長より説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど上程されました議案第33号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

先般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行の地方税法等をそのまま適用することが被災された納税義務者の実態等に照らして適当でないと考えられるものなどについて、緊急の対応として特例措置を講じることとなりました。

なお、このたびの税制改正支援策につきましては2点ございまして、1点目は「先の阪神・淡路大震災にはなかったもの」、2点目は「阪神・淡路大震災での対応策を拡充したもの」となっております。関連する税目は、個人町県民税でございます。

第23条の追加事項は、東日本大震災により住宅や家財等に生じた損失について、雑損控除の特例措置を講じます。これは、阪神・淡路大震災での対応策を拡充した施策でございます。

内容につきましては、所得割の納税義務者の選択により、住宅や家財等の損失額を平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人の県民税の雑損控

除を適用することができることといたしました。

雑損控除につきましては、平成23年度個人町県民税での適用を可能とする前倒し措置でございます。通常の雑損控除でございましたら、平成23年分の所得での適用となりますが、東日本大震災により住宅、家財等について生じた損失について、平成22年分所得での雑損控除の適用を特例として可能としております。

第24条の追加事項は、住宅ローン控除の適用住宅が東日本大震災により滅失等をしたとしても、住宅借入金等特別税額控除の適用期間に係る特例措置を講じることとします。これは、阪神・淡路大震災では講じられなかった措置でございます。

内容につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について引き続き税額控除が適用できることとしました。

この改正に伴う条例の適用日につきましては、第23条の規定は地方税法等の一部を改正する法律の公布日、第24条の規定は平成24年1月1日としております。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（佐野芳彦） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月6日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時54分）